

○厚生労働省令第三号

厚生労働省令第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

今和五年一月一七日

厚生労働大臣 加藤勝信

する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一百二十四号）の一部を次のように改正する。
省令（令和四年厚生労働省令第一百二十四号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「〔施行期日〕」を付し、同条に次のただし書を加える。
ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第三号）の公布の日から施行する。
附則に次の三條を加える。

附則に次の三条を加える。

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合

二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場又は保険医事務局は、第一項の届出を行ふ際、当該届出の内容を

第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。
(準備行為)

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

(資料の提供) 也て厚き手紙によ、筆者(山口才一)の「一ノ瀬のうら」(1949年)、(2)の「二ノ瀬のうら」(1950年)、(3)の「三ノ瀬のうら」(1951年)、(4)の「四ノ瀬のうら」(1952年)。

四条（地方厚生長等は、被養の給付に関する必要があると認めるときは、審査支拂機関に如し新療規則第三条第一項から第四項までの規定及び新薬規則第三条第二項から第四項までの規定（新薬規則第十一條において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。）

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基
金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格が

あることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第三条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に

対して、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

この省令は、公布の日から施行する

<p>二 電子資格確認に必要な電気通信回線(光回線に限る。) が整備されていない保険医療機関又は保険薬局</p>	<p>三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を他の看護のみを行う保険医療機関</p>	<p>第一 第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」といふ)によつて保険の医療機関及び保険薬局及び保険医療機関又は保険薬局に規定する療養の給付(以下「療養の給付」といふ)と同一の体制を受ける資格があることとの確認を受ける場合に該当する。</p>
<p>上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間</p>	<p>上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間</p>	<p>上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は令和五年九月三十日までの間</p>

2 新療担基準第三条第二項の規定及び第二十六条第二項の規定は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。

一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における医学的管理及び指導を行う場合

二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合

3 保険医療機関又は保険薬局は第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局长等に提出するものとする。

4 第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この告示の適用の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行なうことができる。

（資料の提供）

第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、新療担基準第三条第二項から第四項までの規定及び第二十六条第二項から第四項までの規定並びに前二条に関する必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行なうため、地方厚生局長等に対し、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

(別添2)

オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称						② 電話番号(ハイフンなし)								
③ 所在地	〒	一	都道府県											
④ 保険機関コード	都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ヶタ)					(複数ある場合)								

II. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型											
・第1号：令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) ・第2号：オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) ・第3号：訪問診療のみを実施する保険医療機関 ・第4号：改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 ・第5号：廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 ・第6号：その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局											
⑥ ⑤の回答に応じた補足事項											
・第1号	システム事業者との契約日（遅くとも2023年2月末）		西暦	年	月	日					
	作業完了見込み時期（遅くとも2023年9月末）		西暦	2023	年	月					
・第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない／2.整備された)		(2.の場合 整備された時期		西暦	年	月	日			
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)										
・第4号	工事又は臨時施設開始日		西暦	年	月	日					
	工事又は臨時施設終了予定日		西暦	年	月	日					
・第5号	廃止又は休止予定日（遅くとも2024年秋）		西暦	年	月	日					
	特に困難な事情として、右の状況にある。										
・第6号	・ア：自然災害等により継続的に導入が困難である場合 ・イ：高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（※以下に年齢等を記載） (目安:2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢		歳								
	・ウ：その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)										
⑦ 備考											

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

開設者名

厚生(支)局長 殿

（住所 〒 一 都道府県）

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、社会保険診療報酬支払基金を経由して原則オンラインで事前届出を行うこと。
- ・ ①欄から③欄までは、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ④欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。また、1つの保険医療機関又は保険薬局として、複数の保険機関コードを有する場合は、当該コードについても付記すること。
 - ・ 【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ・ 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・ ⑤欄には「第1号～第6号」のうち届け出る猶予類型を選択して記入すること。
- ・ ⑥欄には⑤欄的回答に応じて補足事項を記入すること。特に
 - ・ 第2号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない／2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6ヶ月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - ・ 第3号の場合、訪問診療のみを実施する保険医療機関であることを確認し、「1.はい」を選択して記入すること。
 - ・ 第6号の場合、「ア～ウ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「イ」と記入した場合は、(1)常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢及び(2)特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記載欄に記入すること。
また、「ウ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号のア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。
なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をすることについて留意すること。

(添付書類について)

- ・ 届出を行う際、併せて⑤欄で回答した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること(原則オンライン)。ただし、やむを得ない事情がある場合(書類をPDFに変換する機能等を有しないなどオンラインで添付できない場合を含む。)には、その旨を届出書の⑦欄に記入し、届出の事後において、速やかに提出すること。
 - ・ 第1号： 契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
 - ・ 第6号： 困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- ・ なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻すること。

(別添3) 郵送による届出を行う場合の送付先

「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、猶予届出書（紙媒体）を支払基金に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に対して行うことができる。

(送付先)

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号
社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

(留意事項)

- ・ 猶予届出書の様式は、厚生労働省のHP（※）等において、ダウンロードが可能であること。
(※) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka
- ・ Excel ファイルには、自動チェック機能等を入れており、保険医療機関・薬局の側で、セルの追加・削除等を行わないこと。
- ・ 必要な記載をすべて行った上で、送付すること。
- ・ 封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中」と記載すること。